

軽減税率8%



標準税率10%



# 消費税軽減税率 制度説明会

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、現時点で消費税免税事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分整理など、新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があるため、制度の実施に向けた準備が必要となります。

つきましては、消費税軽減税率制度のポイントや事業者支援措置について、以下のとおり説明会を開催いたしますので是非ともこの機会にご参加ください。(受講料は無料です)

また、消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた中小企業・小規模事業者への補助金制度(POSレジ等)についてもご説明いたします。

日時

11月28日(水) 13:30~15:00

場所

宇佐商工会議所 大ホール 2階



事業者は  
様々な対応が  
必要になります。

内容

**1部 軽減税率制度導入の概要について**  
宇佐税務署法人課税部門 上席国税調査官 馬込 義郎氏

**2部 軽減税率制度導入に向けた補助金制度について**  
溝部経営コンサル事務所 代表 溝部 敏勝氏

お申込先 宇佐商工会議所 FAX 0978-32-4060 ☎ 0978-33-3433

FAX 32-4060

お名前		TEL	
会社名		FAX	
住所		業種	

説明会に関する連絡・記録のために使用いたします。また個人情報の取扱いについて、ご記入いただいた情報は、当該説明会に利用する他、商工会議所からの各種連絡・情報提供等に利用いたします。